

# 国立吉備高原 職業リハビリテーションセンター

国立吉備高原職業リハビリテーションセンター 水口 雅弘

## 1.はじめに

国立吉備高原職業リハビリテーションセンター（以下「吉備職リハ」という。）は、岡山県のほぼ中央部に位置し、福祉施設はじめ障害者が多数雇用されている企業や住宅等が立ち並ぶ吉備高原都市の一角に設置されています。

吉備職リハは、医療から職業に至るまで一貫したリハビリテーションサービスを障害者に提供し職業的自立を支援することを目的として隣接する吉備高原医療リハビリテーションセンターとともに昭和62年4月に開設され、各地域のハローワーク、障害

者職業センター等の関係機関と連携を図りながら、障害者に対して職業訓練を軸に職業評価、職業指導、就職活動支援を体系的に実施する総合的な職業リハビリテーション施設として、これまで約1500人をこえる障害のある方を受け入れてきました。

開設当初は、被災労働者を中心とした身体障害者を対象としていましたが、障害者の職業を通じた社会参加の拡大を背景に法律の改正が行われ、現在は身体障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者、高次脳機能障害者など就職を希望する全ての障害のある方に対して職業訓練等の職業リハビリテーションを行っています。



## 2. 吉備職リハの特長

### (1) 広域障害者職業センターを併せ持つ障害者職業能力開発校

吉備職リハは、職業能力開発促進法に基づく「吉備高原障害者職業能力開発校」と障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく「吉備高原広域障害者職業センター」から構成され、障害者に対して一貫した職業リハビリテーションを実施しています。

吉備職リハの大きな特長は、障害者に対する職業訓練を行う障害者職業能力開発校としての機能と障害者に対する職業評価、職業指導等を行う広域障害者職業センターとしての機能を併せ持っており、職業訓練指導員と障害者職業カウンセラーを配置して、職業訓練及び職業指導・職業評価等双方のノウハウを活かしながら障害の重度化、多様化に対応した先導的な職業訓練等を実施していることです。

なお、吉備職リハと同様の機能・役割を有する施設としては国立職業リハビリテーションセンター（埼玉県所沢市）があります。

### (2) 個々の障害の特性等に対応した職業訓練

入所者は障害の種類・程度、年齢、学歴、職歴等が多様なことから、入所後は職業評価または導入訓練を実施し、個々人の障害特性、職業上の課題・目標等を把握した上で個別支援計画・訓練カリキュラムを策定し職業訓練を行っています。

また、障害に対応してできるだけ職業訓練受講の機会を多くするため、障害別に年間9回の入所の機会を設定しています。入所の機会は身体障害のある方が年5回、知的障害のある方が年2回、精神障害・高次脳機能障害・発達障害のある方が年2回となっています。

### (3) 関係機関と連携した高い就職率

入所者が職業訓練等を通じて就職できるようにするため、入所後は就職に必要な職業適性や職業能力等について職業評価または導入訓練により把握するとともに、その結果を踏まえた個別の支援計画・訓

練カリキュラムに沿って職業訓練、職業指導・就職支援を行います。

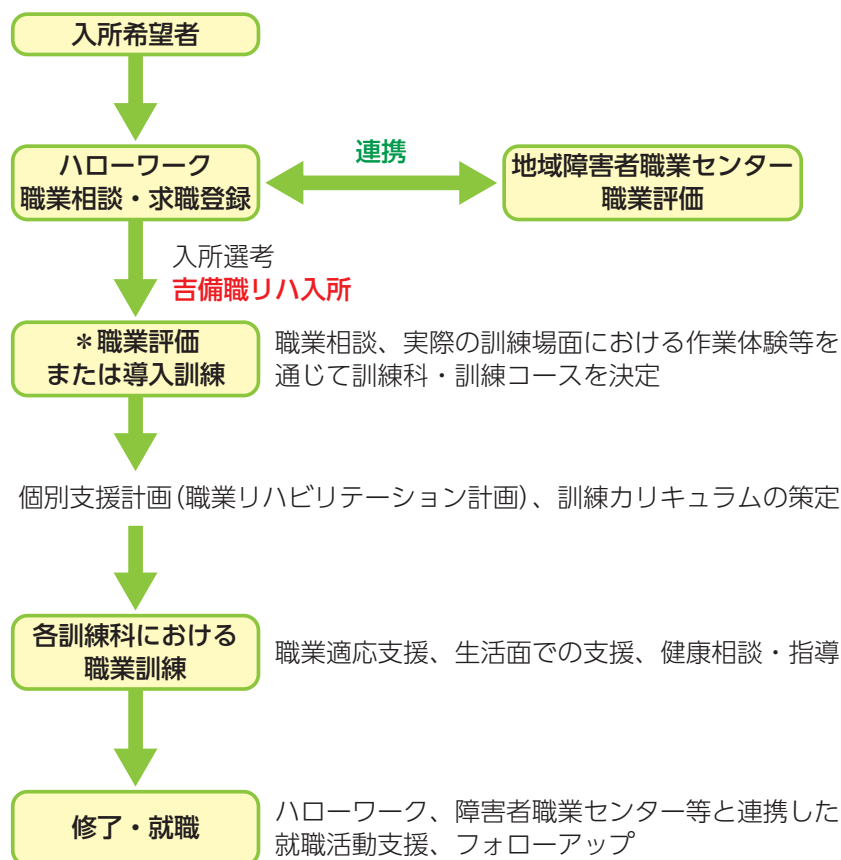
また、就職支援に当たっては模擬面接の実施、入所者の就職活動の際の同行はじめ事業所に障害の理解を促すとともに、就職の可能性がある場合は、事業所の職務に合わせた職業訓練を先ず施設内で行い、その結果を踏まえて企業内での訓練を実施し就職につなげていきます（「企業連携職業訓練」という）。

障害者の就職支援においては、本人への支援と同様に障害者の受け入れを検討している事業所への働きかけ（事業主支援）も重要です。事業主に対しては訓練成果を写真や動画、訓練作品等により説明するほか、障害者の受け入れに当たっての配慮事項等についてできるだけ分かりやすく説明します。さらに、できるだけ事業主に実際の訓練の様子を見ていただくとともに、職場実習などを通じて受け入れに際して抱く雇用管理面の不安や採用への不安等を払拭するように努めています。

就職支援は主に各地域のハローワークや障害者職業センターと連携して行うほか、吉備職リハだけでは就職に向けた課題解決・対応ができない場合もありますので医療・福祉等の関係機関とも連携した支援を行うことを基本としています。

このような取り組みの結果、近年の厳しい雇用情勢の中において平均約9割の就職率を維持しています（平成20年度～平成22年度）。

### 〈吉備職リハへの入所から職業訓練、修了・就職までの流れ〉



\* 職業評価は身体障害のある方が対象、導入訓練は知的障害・精神障害のある方などが対象です。

#### (4) 先導的な職業訓練の実施とその成果の普及

吉備職リハは、当センターの特長を活かして一般の職業訓練施設では受け入れが困難な障害者を積極的に受入れ、職業訓練等の職業リハビリテーションを先導的に行うとともに、得られた指導技法等の成果やノウハウを職業訓練施設その他関係機関に提供しております。具体的には毎年度、障害者に対する指導技法等をまとめた職業訓練実践マニュアルを発行して職業訓練施設ほか関係機関等に配布し、成果の普及に努めています。ちなみに平成22年度においては職業訓練施設等からの要望を踏まえ「知的障害を伴う発達障害者」を対象とした職業訓練実践マニュアルを発行しました。

なお、障害者の職業訓練実践マニュアル等については過去に発行した成果物も含め当機構ホームページに掲載しておりますので、障害のある人の受け入れの検討や効果的な職業訓練の実施にお役立てください。

職業能力開発関係報告書一覧

検索



障害者職業訓練実践マニュアル等

また、障害者職業訓練実践マニュアル等の発行だけでなく、障害者の職業訓練等に携わる方々を対象とした障害者能力開発指導者交流会や各種発表会などを通じて成果の普及や情報交換を行うほか、障害者を既に受け入れている職業訓練施設や、新たに障害者の受け入れを検討している職業訓練施設の職員を対象にした研修機会の提供等も行っています。



平成22年度障害者指導者情報交換会

### 3. 職業訓練について

#### (1) 訓練科

吉備職リハにおいては、3つの訓練系、8つの訓練科を設け定員80名（年間募集定員70名）で入所者の障害の程度・特性等に応じた職業訓練を行っています。

近年、入所希望者の傾向としては身体障害のある方が減少し、知的障害のある方、精神障害・高次脳機能障害・発達障害のある方の入所希望者が増加しています。このため、平成21年度に身体障害のある方を対象とした訓練科の廃止と定員減を行うとともに職域開発系の定員増を図ったところです。このように訓練科については、入所者のニーズ及び事業所のニーズ等の状況を踏まえ、随時見直しを行っています。

#### (2) 各訓練科における障害に配慮した職業訓練

##### イ メカトロ系

メカトロ系における入所者は、聴覚に障害のある方、肢体不自由の方、内部障害のある方等が多く、主に機械や電気の分野におけるCAD、組み立て職種等への就職を目指した職業訓練を行っています。

入所者のうち手指など上肢に障害がある方に対しては、手指の障害を補完する補助具を活用した作業を行うなどの工夫を行っていますが、補助具だけでは作業が困難な場合はパソコンを活用してソフトウェアによる作業の確認等を行う場合もあり、教材等に一層の工夫や改善を行っています。

このほか、車いすを常用する下肢障害の入所者に対しては移動面の配慮はもちろん必要ですが、排便や体温調整が困難な方もおりますので体調面の管理についても健康相談・指導を行っています。

|         | 訓練科・定員                            | 期 間            | 対 象 者                        |
|---------|-----------------------------------|----------------|------------------------------|
| メカトロ系   | メカトロニクス科10名<br>機械製図科5名<br>電子機器科5名 | 2年<br>1年<br>1年 | *を参照                         |
| ビジネス情報系 | システム設計科10名<br>経理事務科5名<br>OA事務科15名 | 2年<br>1年<br>1年 | *を参照                         |
| 職域開発系   | 職業実務科10名                          | 1年             | 知的障害のある方が対象                  |
|         | 職域開発科20名                          | 1年             | 精神障害・高次脳機能障害・<br>発達障害のある方が対象 |

\*メカトロ系及びビジネス情報系の各訓練科は主に身体障害のある方を対象としていますが、平成22年度からは身体障害のある方に加え精神障害・高次脳機能障害・発達障害のある方についても対象としています。



上肢に障害のある方の補助具（トラックボール、スティック）を使用したCAD訓練

## ロ ビジネス情報系

ビジネス情報系には聴覚に障害のある方、肢体不自由の方、内部障害のある方のほか、視覚障害のある方が多く入所しており、主に事務・情報分野への就職を目指した職業訓練を行っています。

聴覚に障害のある方に対しては、入所者の障害の程度・状況等に応じて手話、筆談、口話（口を読み取る話し方）などのコミュニケーション手段を用いて職業訓練を行います。



視覚に障害のある方の音声機能を備えたソフトを使ったパソコンの訓練

また、視覚に障害のある方に対しては、文字を大きく拡大して読むことができる拡大読書機やパソコンでは文字拡大ソフトウェアを活用するなど個々人の視覚障害の程度に応じた対応を行っています。し

かしながら、視覚機能を介しての紙媒体等での文字の読み書きが難しい方に対しては、音声や点字（触覚）といった対応が必要になりますので、音声機能を備えたソフトウェアや点字を使った教材・資料などを用意し指導を行っています。また、就職に向け移動面、生活面の支援などを検討することも必要となり、より一層の配慮が必要となります。

## ハ 職域開発系

職域開発系では、知的障害のある方は職業実務科に、精神障害・高次脳機能障害・発達障害のある方は、職域開発科に入所しています。身体に障害のある方に比べ、精神面、社会生活面、医療面等の課題が少なくないことから、他の支援機関と連携して職業訓練を行うことが重要になります。

特に就職に際して職業適応上の課題など個別的な支援が必要なことから、職業技能の訓練だけではなく、個々の障害特性に配慮した職業相談の充実、職業への適応を図る指導などを取り入れた職業訓練を行うとともに、実際の職場への適応を図るため、職場実習や企業連携職業訓練（2の（3）参照）などを活用して就職につないでいます。

職業への適応を図る指導（当センターにおいては「職業適応支援」という）の例を紹介します。

- ・ 知的障害のある方に対しては、基本的労働習慣、日常生活に必要な生活技能の習得に関する支援
- ・ 高次脳機能障害のある方に対しては、記憶力、注意力低下等を補完する代償手段の獲得に関する支援
- ・ 発達障害のある方に対しては、コミュニケーションスキル、社会生活技能の習得に関する支援
- ・ 精神障害のある方に対しては、生活リズム、労働耐性、対人スキルの習得に関する支援

就職については、知的障害のある方が物流関係や厨房作業、精神障害・高次脳機能障害・発達障害のある方は事務作業、組み立て、清掃等の職業に就いています。また障害に応じて短時間での職業に就く場合もあります。

## 4 おわりに

「福祉から雇用へ」の流れが進む中、障害者職業能力開発校における障害者の受け入れの促進、障害の態様に応じた多様な委託訓練の実施、一般校における障害者の受け入れなど、障害者の職業訓練の拡充が行われ、雇用の促進が図られています。

しかしながら、重度肢体不自由・重度視覚障害・精神障害・発達障害・高次脳機能障害のある方等については、職業訓練のノウハウが不足などの理由により必ずしも職業訓練施設での受け入れが十分進んでいるとは言えません。

こうした状況を踏まえ、障害者に対する職業訓練のノウハウの蓄積をさらに図りつつ、得られた成果の一層の普及に努め、障害者職業訓練全体の充実・向上が図られるよう、吉備職リハとして役割を果たしていきたいと考えています。